

第1回主な意見の整理

○行政からの情報提供のあり方

- ・情報を受け取った消費者が具体的な行動をどうすればいいのかを易しい言葉で情報提供することが必要である。
- ・広範囲の記者への情報提供（経済部や生活家庭系）が必要である。
- ・記者に対する情報の出し方が重要である。
- ・食中毒で表面化するのは、ごく一部であり、その裏に隠れている事例を認識できるような方策を考えてほしい。
- ・残留農薬の基準値を超えた数字の意味についても情報提供する必要がある。
- ・違反事例公表時は、何件検査した中の違反であるのか違反率を出してほしい。
- ・最近の厚生労働省からの輸入食品の違反事例の公表資料は「体重60kgの人が毎日〇g摂取し続けても健康に影響はない」という説明がされ、よいと思う。

○メディアからの情報発信のあり方

- ・記事の検証が大事である。（記者の資質的なレベルの問題か、記者は理解しているがバイアスを掛けて書かなければならないのか、発表の仕方の問題か。）
- ・メディアは、危険であると書かざるを得ない状況もある。
- ・食中毒がかなり起こっているということを報道してほしい。
- ・基礎知識を積み上げていくような形の報道をしてほしい。
- ・メディアがはっきりと安全だというべき。

(誤った記事への対応)

- ・指摘をすることは重要である。
- ・個人では限界があるので、どのようにしたらよいか。
- ・誤りをすぐ指摘する機関が必要である。（ニュージーランドの担当組織では、ホームページで指摘が公開されている。）

○リスク認知について

- ・提供した情報の受け止められ方に格差を感じる。（違反だと即危険、だから処分すると捉えられている。）
- ・情報に対して過剰反応が起こる場合と起こらない場合のギャップが疑問である。
- ・食中毒と化学物質に対する消費者の意識・イメージに違いがある。
- ・風評被害を起こらないようにするには、どうすればよいか。
- ・誤った情報でなくても、風評被害が起きることがある。単なる情報提供や多く報道されるだけでも消費者が不安に思うことがある。
- ・アジサイによる食中毒発生時には、天然、自然信仰に対する報道をしてほしかった。

○国民が正確に情報を受け取るための方策

- ・基礎的な知識、考える土台となるような知識を国民が身に付けられるような情報提供の仕方が必要である。
- ・一般消費者の消費者力をつけていくことが大事である。
- ・学校の現場への情報提供が重要である。
- ・家庭科の教育や副読本などが正しい知識を提供していないこともある。

○情報の媒体

- ・インターネット、ブログ、コミュニティーでの情報の広がりを検証してほしい。
- ・報道から得た情報を確かめるための情報提供が必要である。
- ・受け手側がどこから情報を得ればよいのかがわかりにくい。（情報発信源を信頼するかどうか）